



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

産業連関構造調査 (医療業・社会福祉事業等投入調査)

調査票記入の手引き

厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室

(目次)

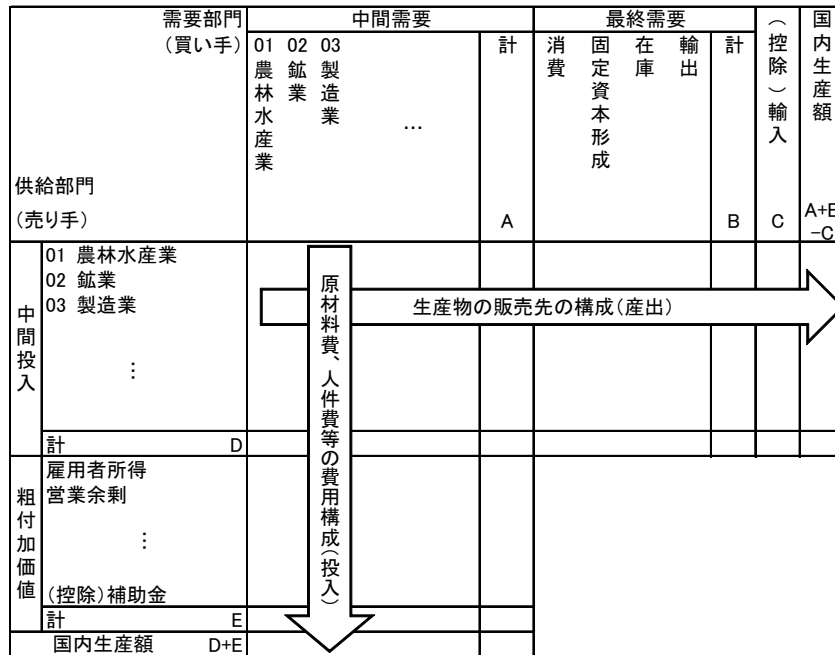
I 調査のあらまし …… 1～2頁	II 記入上の注意 …… 3～9頁
III よくある質問 …… 10～12頁	問い合わせ先 …… 12頁

I 調査のあらまし

1 産業連関表とは

産業連関表とは、我が国の産業活動の実態を、商品・サービスの取引を通じて一覧表にまとめたもので、我が国では、昭和30年（1955年）産業連関表以降、ほぼ5年ごとに作成しています。

産業連関表の模式図



産業連関表は、政府による経済政策の策定、各種イベントの経済波及効果の測定や国民経済計算（GDP統計）の推計等の基礎資料として非常に幅広く活用されており、行政機関が作成する特に重要な統計であることから、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」に指定されています。

2 本調査の趣旨

産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）（以下、「本調査」という。）は、令和2年（2020年）産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的として行われます。

産業連関表の作成に当たっては、広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料を使用しますが、生産物の原材料費や人件費等の費用構成（前頁の産業連関表の図をタテ方向にみたもの）は、既存の統計調査では詳細に把握されません。このため、本調査を実施し、実態の把握を行っています。

本調査は、産業連関表を高い精度で作成するために非常に重要なものですので、趣旨をご理解いただき、ぜひ、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 調査の対象

調査の対象事業所は、医薬品製造業、保健衛生事業、保育所、社会福祉事業、一般診療所、歯科診療所、保険薬局、助産・看護業、療術業及び医療に附帯するサービス業を営んでいる全国の事業所から、無作為に抽出した約3100事業所です。

4 調査事項

原則令和2年1月1日から同年12月31日までの暦年の1年間（もしくは左記期間の直近の会計年度）の売上高、経費の内訳、直接材料費の内訳等の各項目について調査します。

5 調査票の提出期限及び提出先

調査票記入後、同封の返信用封筒により、以下の提出先まで、ご返送ください。また、以下の厚生労働省のホームページより、電子調査票（エクセルファイル）をダウンロードして、Eメールで提出することもできます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/sanren.html>

提出期限	令和3年11月30日（火）
提出先	株式会社アズコムデータセキュリティ 「厚生労働省産業連関構造調査事務局」 担当 山田、町田 住所：埼玉県秩父市みどりが丘35番地 メールアドレス：sanren_mhlw@momotaro.co.jp

6 結果の集計及び利用

この調査終了後は、厚生労働省において電子計算機により集計します。

集計結果は、産業連関表を作成するためのみに利用され、徴税等の目的に利用されることは決してありません。

II 記入上の注意

1 調査対象事業

本調査は、お配りした調査票の1枚目標題部に記載されている「調査対象事業」の売上高、費用等の実績について調査します。企業・団体全体ではなく、調査票が配られた事業所について回答してください。

貴事業所で「調査対象事業」以外の事業も営んでいる場合、可能な限り、「調査対象事業」の実績のみを記載してください。なお、複数事業を行っていて、「調査対象事業」の実績のみを回答することが困難な場合は、事業ごとの従業者数の比率で按分する等して記入してください。

業 種	調査対象事業
医薬品製造業	医薬品及び医薬部外品の製造
保健衛生事業	保健予防活動（健康診断 [※] 、人間ドック、予防接種、保健指導等）、飲料水検査、食品検査、衛生検査、電話等の物品 [※] の消毒等（建物等の消毒、害虫駆除は含めない。）の公衆衛生サービス [※] 血液等の検体検査（臨床検査）のみを行う場合や医療機器の滅菌は調査対象事業に含めない
社会福祉事業	社会福祉施設等（保育所及び老人福祉・介護事業を除く）の運営、社会福祉活動（保育所を除く児童福祉事業、障害児・障害者・生活困窮者、要保護女子向け等の福祉事業、更生保護事業等） [※] 介護収入、医療収入は含めない
保育所	保育所（認可外保育施設を含みます。）、保育所型及び地方裁量型の認定こども園、地域保育事業のうち小規模保育事業及び事業所内保育事業 [※] 上記の施設を利用する児童に対する保育サービスは保育の必要性の認定の有無や種類にかかわらず、調査対象事業に含めてください。また、上記の施設を利用した延長保育、預かり保育、一時預かり事業、病児保育、障害児保育は調査対象事業に含めてください。
一般診療所	保険診療、保険外診療、医療相談、保健予防活動（健康診断、人間ドック、予防接種、保健指導等） [※] 訪問看護サービス、歯科診療及び介護保険に係るものは含めない

歯科診療所	保険診療、保険外診療、医療相談、保健予防活動（歯科健康診断、歯科保健指導等） ※介護保険に係るものは含めない
保険薬局	保険調剤、保険外調剤
助産・看護業	助産所、看護師業、訪問看護ステーション ※介護保険に係るものは含めない
療術業	施術所、太陽光線療法業、温泉療法業等
医療に附帯するサービス業	歯科技工所、アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業、臨床検査業等

2 調査対象期間

令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間の実績について記入してください。ただし、この期間で記入することが困難な場合には、令和2年末に最も近い決算期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで等）等、回答が可能な期間で記入してください。

なお、全ての項目について、同じ期間で記入してください。

3 各欄の記入

(1) 従業者数

従業者数は、令和2年11月末日現在で、調査対象の事業所で実際に働いている人数を記入してください。このとき、①有給の役員、②常用労働者（別経営の事業所への派遣労働者は除く）、③別経営の事業所からの派遣従業者は含め、無給の役員、無給の家族従業者は除いてください。

なお、常用労働者とは、事業所に使用され給与を支払われる労働者のうち、「期間を定めずに雇用されている人」もしくは「1か月以上の期間を定めて雇用されている人」をいいます。

(2) 消費税の扱い

ご回答いただく売上高、経費等の金額は、消費税込み、消費税抜きどちらでも回答いただいても結構ですが、取扱いをいずれかに統一していただくとともに、該当する番号を記入してください。

(3) 調査対象期間

調査対象期間は原則1年間ですが、記入が困難な場合は回答可能な期間でご回答ください。回答する期間について1～3の該当する番号を記入してください。なお、3に該当する場合は、回答する期間の月数を記入してください。

(4) 費用（経費）全体、売上高（収入）

金額は、千円未満を四捨五入し、金額欄に右づめ（千円単位）で記入してください。なお、千円単位で回答することが困難な場合は、百万円単位で回答（十万円単位以下は0を記入）していただいても結構です。

調査対象事業の経費には、調査対象の財・サービスの生産に直接従事した従業員の人件費及び生産に利用した財サービスの経費以外に調査対象の事業所内における事務・販売・研究等の間接部門で発生した人件費・経費も含まれます。複数の事業を行っており、間接部門の経費が不明確な場合は、事業に直接従事する従業員の数で按分して計算してください。

《 医薬品製造業 》

「2000 事業所全体の売上高（生産高）」 「2900 事業所全体の経費」	・事業所全体（「調査対象事業」も含む）の生産あるいはサービスの提供に当たっての売上高（生産高）及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の売上高（生産高）」 「3000 調査対象事業の経費」	・「調査対象事業」の売上高、経費が分からない場合は、事業所全体の売上高、経費を、事業所全体に占める調査対象事業の従業者数で按分して、記入してください。

《 保健衛生事業 》

「2000 事業所全体の収入」 「2900 事業所全体の経費」	・事業所全体（「調査対象事業」を含む）の収入額及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の収入」 「3000 調査対象事業の経費」	・「調査対象事業」の収入が分からない場合は、事業所全体の収入及び経費を、事業所全体に占める調査対象事業の従業者数により按分し、記入してください。 ・補助金、助成金、交付金等のうち「調査対象事業の経費」を対象としたものや調査対象事業を目的とした寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれます。 ・土地の取得や建物の建築・改修、利子の支払いなど「調査対象事業の経費」に含まれない支出に対しての補助金、助成金、交付金等や用途の定めのない寄付金は「調

	査対象事業の収入」に含まれません。
「2110 個人（一般消費者）」 「2120 民間企業・団体」 「2130 公務（官公庁）」	・社会保険団体から委託を受けた健康診断等に係る収入は「2120 民間企業・団体」に含まれます。

《 社会福祉事業 》

「2000 事業所全体の収入」 「2900 事業所全体の経費」	・事業所全体（「調査対象事業」を含む）の収入額及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の収入」 「3000 調査対象事業の経費」	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査対象事業」の収入が分からない場合は、事業所全体の収入及び経費を、事業所全体に占める調査対象事業の従業者数により按分し、記入してください。 ・補助金、助成金、交付金等のうち「調査対象事業の経費」を対象としたものや調査対象事業を目的とした寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれます。 ・土地の取得や建物の建築・改修、利子の支払いなど「調査対象事業の経費」に含まれない支出に対しての補助金、助成金、交付金等や用途の定めのない寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれません。 ・就労継続支援事業や授産事業等により利用者が生産した財及びサービスの売上は「調査対象事業の収入」に含まれます。 ・医療保険及び介護保険に係る収入は調査対象事業に含まれません。

《 保育所 》

「2000 事業所全体の収入」 「2900 事業所全体の経費」	・事業所全体（「調査対象事業」を含む）の収入額及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の収入」	・「調査対象事業」の収入が分からない場合は、事業所全体の収入及び経費を、事業所全体に占める調査対象事

「3000 調査対象事業の経費」	<p>業の従業者数により按分し、記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金、助成金、交付金等のうち「調査対象事業の経費」を対象としたものや調査対象事業を目的とした寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれます。 ・土地の取得や建物の建築・改修、利子の支払いなど「調査対象事業の経費」に含まれない支出に対しての補助金、助成金、交付金等や用途の定めのない寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれません。
「2110 個人（一般消費者）」 「2120 民間企業・団体」 「2130 公務（官公庁）」	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所（保育所型認定こども園を除く）及び公立民営の保育所は記入不要ですので、斜線を引いてください。（電子調査票をご利用の場合は、「-」を入力し、記入漏れと区別できるようにしてください。） ・認可保育所及び公立民営の保育所以外の事業者は相手先別の収入額を記入してください。 ・企業主導型保育事業費補助金等の国・自治体の補助金は非営利団体等を通じて受給した場合も「公務（官公庁）」に計上してください。 ・民間企業・団体の設置した保育所の運営を受託している場合、委託料全額を「民間企業・団体」に計上することは避け、可能な範囲で委託元が利用者から受け取った利用料や官公庁から受け取った補助金等を確認し、「個人（一般消費者）」又は「公務（官公庁）」に計上してください。

《「一般診療所」、 「歯科診療所」の場合》

「2000 事業所全体の収入」 「2900 事業所全体の経費」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体（「調査対象事業」を含む）の収入額及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の収入」 「3000 調査対象事業の経費」	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査対象事業」の収入が分からない場合は、事業所全体の収入及び経費を、事業所全体に占める調査対象事業の従業者数により按分し、記入してください。 ・補助金、助成金、交付金等のうち「調査対象事業の経費」を対象としたものや調査対象事業を目的とした寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得や建物の建築・改修、利子の支払いなど「調査対象事業の経費」に含まれない支出に対しての補助金、助成金、交付金等や用途の定めのない寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれません。 ・院内処方に係る薬剤費は「調査対象事業の経費」に含まれます。
「2110 個人（一般消費者）」 「2120 民間企業・団体」 「2130 公務（官公庁）」	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療収入は社会保険負担分も含め、「個人（一般消費者）」に含まれます。 ・社会保険団体から委託を受けた健康診断等に係る収入は「民間企業・団体」に含まれます。

《 保険薬局 》

「2000 調査対象事業の経費」	・調査対象事業に係る費用の合計を記入してください。
------------------	---------------------------

《 「助産・看護業」、 「療術業」、 「医療に附帯するサービス業」 の場合 》

「2000 事業所全体の収入」 「2900 事業所全体の経費」	・事業所全体（「調査対象事業」を含む）の収入額及び経費を記入してください。
「2100 調査対象事業の収入」 「3000 調査対象事業の経費」	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査対象事業」の収入が分からない場合は、事業所全体の収入及び経費を、事業所全体に占める調査対象事業の従業者数により按分し、記入してください。 ・補助金、助成金、交付金等のうち「調査対象事業の経費」を対象としたものや調査対象事業を目的とした寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれます。 ・土地の取得や建物の建築・改修、利子の支払いなど「調査対象事業の経費」に含まれない支出に対しての補助金、助成金、交付金等や用途の定めのない寄付金は「調査対象事業の収入」に含まれません。

（5）調査対象事業の経費の内訳、各調査項目に係る経費の内訳

「調査対象事業」における生産あるいはサービスの提供に当たって、貴事業所が要した経費に関して、項目ごとの金額（千円未満を四捨五入し、

千円単位で右づめ) もしくは割合を記入してください。なお、当該項目の支払いがない場合は「0」を記入してください。

《委託費・外注費の範囲》

・健康診断、廃棄物処理、給食供給、リネンサプライなどのサービスの購入、弁護士・公認会計士等への支払い、外注加工費、アプリケーションの利用料は委託費・外注費に含まれます。内訳に支出に該当する項目が無い場合は「うち その他」に計上してください。

・光熱水道料、車検代・車両保険等の車両費、リース・レンタル料、修理・保守の料金、運送費・倉庫代等の荷造運賃、損害保険料、インターネット料金・郵便代・電話代等の通信費、労働者派遣サービスの料金、広告代理店・宣伝業者等へ支払う広告・宣伝費、印刷・製本費、交通機関の料金・宿泊代等の旅費交通費、経済団体・同業者組合等への会費、研究・試験等の委託などの研究開発費は「委託費・外注費」に含まれません。支出に該当する項目が無い場合は、「その他」に計上してください。

(6) 屑・副産物の売却の内訳について

貴事業所において、古紙(段ボール、新聞等)、鉄屑、非鉄金属屑、ペットボトル、トレイ、その他プラスチック屑、ガラス屑(ガラスびん)等について、廃棄物処理業者等に売却した(売却して収入を得た)実績がある場合、「1」を記入してください。

なお、売却実績が無く、廃棄物処理業者等に料金を支払って、上記の屑・副産物の処理を依頼している場合は、「0」を記入してください。

Ⅲ 調査に関し、よくある質問とその回答

本調査の実施にあたり、多くの方に共通すると思われる質問とその回答を以下に掲載しましたので、ご参照ください。

なお、ご不明な点につきましては、この手引きの最後（12頁）に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

Q 1 調査対象となった事業所では経理に係るデータはなく、本社で一括して管理している。このような場合、どのようにすればよいか。

A 大変お手数ではございますが、本社に記入を依頼していただき、貴事務所の状況についてご回答いただくよう、お願いいたします。なお、本社において、会社単位でしか回答できない場合や、本社に依頼することが困難な場合は、問い合わせ先までその旨ご連絡ください。

Q 2 当社は、調査対象となった事業所の他にいくつか事業所があるが、すべてが回答の対象となるのか。

A 調査対象となった貴事務所の実績のみを回答してください。なお、貴事務所のみの上高等の回答が困難な場合、会社単位でしか回答できない場合は、問い合わせ先までその旨ご連絡ください。

Q 3 調査項目にある「事業所全体の従業者数」と「調査対象事業の従業者数」の違いは何か。

A 貴事業所が複数の事業を営んでいる場合、「事業所全体の従業者数」は「貴事業所の従業者の数」をご回答いただき、「調査対象事業の従業者数」は「調査対象事業に関わっている従業者の数」をご回答ください。

Q 4 調査対象事業所は複数の事業を営んでいるが、この場合、調査対象事業の経費をどのように記入すればよいか。

A 「調査対象事業の経費」は、可能な限り、調査対象事業の実績のみを抜き出して記入してください。ただし、調査対象事業の実績のみを記入することが困難な調査項目については、先にご回答いただいた「事業所全体の従業者数」に占める「調査対象事業の従業者数」の割合で「事業所全体の経費」を按分していただき、調査対象事業の経費を記入してください。

Q 5 「従業者」に含まれる対象は何か。

A 本調査で把握する「従業者」には、①有給の役員、②常用労働者（別経営の事業所への派遣労働者は除く）、③別経営の事業所からの派遣従業者は含め、無給の役員、無給の家族従業者は除いてください。なお、常用労働者とは、事業所に使用され給与を支払われる労働者のうち、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

Q 6 売上高（収入）と経費の合計は一致しなくてもよいのか。

A 売上高（収入）と経費の合計との差額は「営業利益（損失）」と判断いたしますので、一致しなくて差し支えありません。

Q 7 調査対象事業所において、生産活動は行われているものの売上高が計上されない場合、売上高欄に何を記入すればよいか。

A 売上高が計上されない場合は、0を記入し、経費のみご回答ください。

Q 8 貸倒引当金や退職引当金等、本調査の調査項目にない経費はどこに記入すればよいか。

A 「その他」欄にまとめて記入してください。

Q 9 「水道光熱費の内訳（電気代、ガス代、灯油代等）」等、内訳項目について、既存の会計データでは個々の金額が判明しない場合はどのように記入すればよいか。

A 各項目の金額に占める内訳項目の割合（（例）水道光熱費に占める電気代の割合等）を記入して下さい。割合の算出については、「繁忙期や閑散期ではない通常の1か月間」もしくは「調査日の直近の1か月間」における概算の割合（電気代60%、ガス代30%、・・・等）で結構です。

Q10 費用について、医療分と介護分で分けることができないがどうすればよいか。

A 医療と介護で経費を分けられない場合は、介護を含んだもので回答してください。

Q11 水質検査、健康診断等を都道府県から委託されている場合、当該委託に係る収入は売上高に含めるのか。

A 含めてください。

Q12 院内処方を行っているが、この分の経費は除外した方がよいのか。

A 院内処方は調査対象事業に含まれますので、院内処方の分を含んだもので回答をお願いします。

Q13 薬局内で飲料や食料品の販売を行っているが、この分の経費は除外した方がよいのか。

A お見込みのとおり、可能であれば、調剤に係る経費のみを御記入ください。困難な場合には、飲料、食料品、化粧品等の販売も含んだもので回答をお願いします。

※ ご協力ありがとうございます。

ご提出いただいた調査票の記入内容について、後日、確認・照会をさせていただく場合もありますので、できましたら、記入した調査票のコピー（控え）の保管をお願いいたします。

問い合わせ先

【調査委託機関】

株式会社アズコムデータセキュリティ内

「厚生労働省産業連関構造調査事務局」

担当 山田、町田

住所：埼玉県秩父市みどりが丘35番地

電話番号：0120-347-067

メールアドレス：sanren_mhlw@momotaro.co.jp

【調査実施者】

厚生労働省 政策統括官付参事官付 審査解析室 産業連関表係

電話：03（5253）1111 内線 7390